

# その家、**利活用**しませんか？

資料10



## 堺市空家等利活用支援制度

堺市では、市と連携している不動産団体※の会員の中から相談パートナーを選定し、**無料で空き家の利活用**（売却・賃貸・解体等）の**相談・提案を行っています**。

利活用したいが、共有・相続・登記等でお困りの方も、相談パートナーが司法書士と連携して対応いたします。

### 制度の流れ

#### ① 制度の利用を堺市に申し込みます



住宅施策推進課へ、利用申込書を郵送・メール・FAXまたは窓口で提出してください。

※利用申込書は住宅施策推進課の窓口または市HPからダウンロードで入手できます。  
※申込後、相談パートナーの決定までに数か月かかる場合もありますのでご了承ください。

#### ② 不動産団体が、相談パートナーを選定します



#### ③ 相談パートナーに相談し、利活用の提案を受けます



相談パートナーがヒアリングや物件確認を行い、利活用の提案を行います。

#### ④ 交渉・契約！



・提案内容が希望に沿い、契約する場合は、空き家所有者と相談パートナーの責任で契約していただけます。

※提案内容について必ず契約をしなければならないことはありませんので、提案内容が希望に沿わない・契約しない場合は、その旨を相談パートナーに伝えてください。

※不動産団体とは、堺市と「堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書」を締結した「大阪府宅地建物取引業協会堺市支部」及び「公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部」をいいます。

申込み  
・  
問合せ先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 市役所高層館14階

電話：072-228-8215（直通） FAX：072-228-8034

メール：jusui@city.sakai.lg.jp

受付時間：平日（月曜～金曜）9時～17時30分



堺市 利活用支援 無料

検索